不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 地域包括ケア推進課

不利益処分の内容		軽度生活援助員派遣利用の中止
根拠法令等及び条項		栃木市軽度生活援助員派遣事業実施要綱 第8条
	根拠条項	栃木市軽度生活援助員派遣事業実施要綱 第8条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更

【基準】

1 派遣の中止

利用対象者が対象条件に該当しなくなったと認めるときは、その派遣を中止する。

対象条件

次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有するおおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯の世帯員であること。
- (2) 自立した生活の継続に不安があるとともに、身体状況等が要介護状態又は要介護状態となるおそれがある者であること。
- (3) 派遣対象者を含む世帯員全員が現年度(4 月又は 5 月の申請にあっては前年度)分の市民税が非課税であること。

処 分 基 準